

## 連携協力に関する協定書

学校法人梅村学園（以下、「甲」という）と東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下、「乙」という）は、甲と乙がスポーツ文化の溢れる地域づくりに貢献するため、以下のとおり連携協力に関する協定書を締結する。

### 第1条（協定の目的）

この協定は、甲及び乙が、スポーツ文化の溢れる地域づくりを図るうえで、教育・研究・文化の振興、文武不岐の精神を主体とした人材育成・スポーツ振興・社会貢献等の分野において、双方の発展と充実に寄与し、積極的に諸事業で連携協力することを目的とする。

### 第2条（事業内容）

甲及び乙は、前条に定める目的を実現するために、次に掲げる事業について誠意をもって実行する。

- (1) 教育・研究・文化の振興に関する事業
- (2) 人材育成に関する事業
- (3) スポーツ文化が溢れる地域づくり、社会貢献に関する事業
- (4) スポーツの振興に関する事業
- (5) その他上記に付随する甲乙双方が有益にして必要と認める事業

### 第3条（機密保持）

甲及び乙は、連携協力をするにあたり、相手方から開示された機密情報並びに諸事業に付隨して知り得た機密情報及び個人情報等を漏えいし、又は他の目的に利用してはならない。

### 第4条（期間）

本協定の有効期間は、平成28年1月8日から1年間とする。但し、本協定の有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれかが書面による別段の意思表示をしない限り、期間満了の翌日からさらに1年間継続し、以後の期間満了に際しても同様とする。

### 第5条（その他）

本協定に定めなき事項又は疑義が生じた場合は、甲乙双方が協議し、信義誠実の原則に基づき円満に解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名のうえ各1通を保有する。

平成28年1月8日

甲 愛知県名古屋市昭和区八事本町101番2号  
学校法人梅村学園

総長・理事長

梅村清英

乙 東京都中央区日本橋三丁目6番2号  
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社

代表取締役社長

石田達也